

(別紙様式1)

## 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 佐賀県  
農業委員会名： 多久市農業委員会

### I 農業委員会の状況(平成31年4月1日現在)

#### 1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	889
自給的農家数	224
販売農家数	665
主業農家数	133
準主業農家数	160
副業的農家数	372

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	835
女性	355
40代以下	27

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	83
基本構想水準到達者	10
認定新規就農者	3
農業参入法人	2
集落営農経営	5
特定農業団体	0
集落営農組織	5

※ 農業委員会調べ

単位:ha

田	畠	畠	計		
			普通畠	樹園地	牧草畠
耕地面積	1020	415			1440
經營耕地面積	892	213	31	182	1105
遊休農地面積	17.5	50.3	17.8	32.5	67.8
農地台帳面積	1098	953	709	243	2051

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 經営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

#### 2 農業委員会の現在の体制

農業委員会

任期満了年月日 R 2年 7月 19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	12	12
認定農業者	—	6
認定農業者に準ずる者	—	1
女性	—	2
40代以下	—	
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	10	10	5

\*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (平成31年4月現在)	管内の農地面積 1440ha	これまでの集積面積 646ha	集積率 44.90%
課 題	農業委員や推進委員、農地利用円滑化団体(JA)、農地中間管理機構と協力して、利用集積を進める。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 令和元年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 650 ha (うち新規集積面積 5 ha)
	目標設定の考え方:農林課と協議したうえでの共有目標
活動計画	農地利用円滑化団体(JA)や農地中間管理機構と共に、地区農業委員、推進委員も各地区の貸し手借りての情報を把握し、認定農業者、担い手農家等への農地利用集積を図る。

※1 集積面積は、当該年度末時点での担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

## III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

### 1 現状及び課題

新規参入の状況	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数
	0経営体	0経営体	1 経営体
	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積
	0ha	0ha	0.27ha
課 題	後継者不足、農業従事者の減少、高齢化がすすんでいる。新規参入の推進を行い、農業従事者の増加、若返りを図る必要がある。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

### 2 令和元年度の目標及び活動計画

参入目標数	1経営体	参入目標面積	0.15ha
活動計画	農林課と連携し、新規参入の推進を図る。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

## IV 遊休農地に関する措置

### 1 現状及び課題

現 状 (平成31年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	1507.8ha	67.8ha	4.50%
課 題	市内の遊休農地は中山間地、条件不利地であり、みかん・びわ農家の高齢化、価格低迷による樹園地の荒廃化が進んでいる。担い手の確保が必要である。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

### 2 令和元年度の目標及び活動計画

目 標		遊休農地の解消面積 2ha 目標設定の考え方:非農地化を取り組むことで解消面積を上げる。		
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		25 人	7月～8月	9月
	調査方法	市内5町を大字ごとに区切って、それぞれ地区担当委員会を定め、地区ごとに調査を行う。		
農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期		
	10月～11月	12月～1月		
その他				

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

## V 違反転用への適正な対応

### 1 現状及び課題

現 状 (平成31年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	1440ha	0.47ha
課 題	再指導を行う。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

### 2 令和元年度の活動計画

活動計画	7月からの農地地用状況調査と併せて違反転用の確認を行う。
------	------------------------------

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入